

～新型コロナウイルスにより、影響を受けられた畜産農家の皆様へ～
令和2年5月1日より持続化給付金申請手続きが開始されました。

持続化給付金

売上が大幅に減少した中小企業や個人事業者（農業者含む）が事業全般に広く使える国の給付金です。

給付額	法人：200万円、個人事業者：100万円 ※一年間の売上減少を上限としています。
対象者	2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で50%以上減少した月（申請者が任意に選択）があること。 ※年収からの平均月収で比較も可 ※収入には国の交付金（牛マルキン等）は含めない

◇申請期間

令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

◇申請方法（持続化給付金事業事務局ホームページ）

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)からの電子申請。

（ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために「申請サポート会場」が設置される予定です。）

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

〔IP電話専用回線〕03-6831-0613

受付時間 8:30～19:00 5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

※ご不明な点がありましたら東部家畜保健衛生所保健指導課までお問い合わせください。TEL 055-262-3166